

## C D M植林総合推進対策事業（継続）

【57（63）百万円】

### 対策のポイント

C D M植林を実行する上で必要となる、より応用的な技術指針の作成、ツールの開発、人材の育成を行います。

### <背景 / 課題>

- ・ これまでのC D M植林関連事業では、C D M植林プロジェクトの策定にあたっての基礎的な情報・データの提供や普及啓発を重点に実施してきた。
- ・ 第1約束期間に入り、具体的なC D M植林プロジェクトが実施に移され、我が国企業が関与する事案の審査も進められている一方、様々な技術規定が国連C D M理事会で策定されているなど、C D M植林が本格的に実施段階に移ってきている。

### 政策目標

気候変動問題等地球的規模の課題への適切な対応  
事業終了（24年度末）までに、本事業を通じて、5件以上の植林プロジェクトが申請または登録される。

### <主な内容>

1. 途上国の情報収集・整備  
C D M植林プロジェクトの計画・実施段階で必要となる現地情報を整備し、新たな方法論の開発、プロジェクトの実現可能性を分析します。
2. 有効化審査を受ける際に参考となる対応指針の作成  
国連登録済C D M植林プロジェクトの事例等の調査により、有効化審査、検証等の対応指針を作成します。
3. 財務分析ツールの整備、企画、実施、モニタリング等を担う人材育成  
事業者等が事業計画書を作成する際に必要となる人工林成長量データベース、財務分析プログラム等を整備するとともに、国内外での研修の実施によるCDM植林プロジェクトの企画立案、実施を担う人材を育成します。
4. C D M植林のプログラム化への展開可能性の調査、分析  
C D M植林分野におけるプログラム化の可能性について調査、分析します。

事業実施主体：民間団体等  
事業実施期間：平成20年度～平成24年度

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03 - 3501 - 8449（直））]